

(案)

令和3年 2月 日

江別市長 三 好 昇 様

江別市廃棄物減量等推進審議会
会 長 押 谷 一

江別市一般廃棄物処理基本計画について（答申）

令和2年7月6日付2環廃第47号により諮問のありました標記の計画について、次のとおり答申いたします。

答 申

江別市一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、域内における一般廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用、適正処理について、長期的・総合的な視点に立って策定するものです。

平成23年3月に策定した江別市一般廃棄物処理基本計画は、令和2年度をもって計画期間を終了することから、令和2年7月6日付で市長より本審議会に対し、新たな江別市一般廃棄物処理基本計画の策定について諮問がされ、これを受けて本審議会において審議を重ねてきたところであります。

その後、パブリックコメントを経て、これまでの審議内容を取りまとめた結果、この度、本審議会は、市長に答申することといたしました。

ごみ処理基本計画については、基本理念の「協働による環境にやさしいまちづくり」、その実現に向けた4つの基本方針と20の施策、数値目標である「排出抑制の目標値」、「資源化の目標値」、「最終処分の目標値」は、いずれも江別市の社会情勢やごみ処理体制等を踏まえるとともに、環境負荷の低減に向け、設定したものであります。

また、生活排水処理基本計画については、引き続き江別市における下水道区域外の合併処理浄化槽の普及等を図るため、設定したものであります。

このことから、別添の「江別市一般廃棄物処理基本計画」のとおり答申いたします。

なお、本計画の答申にあたって、付帯意見を付しますので、ご留意願います。

付 帯 意 見

1 国では、気候変動や天然資源の枯渇など、地球規模で起きる危機的な環境負荷の軽減に向け、食品ロスの削減やマイクロプラスチックによる海洋汚染への対策が示されており、江別市においても環境負荷の軽減を図るため、生ごみやプラスチック容器・製品の減量化に向け、ごみの発生抑制について、粘り強く取り組む必要があります。

また、令和3年現在、国内での新型コロナウイルス感染症は終息しておらず、引き続きごみ処理における感染対策等の措置を講じていく必要があります。

2 環境クリーンセンターでは、廃棄物からエネルギーを回収するサーマルリサイクルにより適正に処理されていますが、ごみの資源化は重要な取り組みであることから、今後の資源化の推進に向け、国が進めるリサイクルの技術開発の動向を注視するなど、より最適な処理方法を検討する必要があります。

3 本計画の施策では、高齢者世帯等に対する「ごみ出し困難者への戸別収集」と収集業務における労働環境の改善や農村地区での収集回数の適正化を目的とした「ごみ収集日の見直し」については、早急を実施する必要があることから、令和元年11月13日付で本審議会に諮問され、審議を経て令和2年10月から先行実施したところであります。

これらの施策については、今後も社会環境や市民ニーズの変化を踏まえながら検証し、必要に応じて見直していく必要があります。

4 ごみ処理を安心・安全・安定的に行っていくためには、必要な費用負担等について、市民や事業者の理解と協力が得られなければならないことから、今後も費用対効果等の経済的側面を検証し、効率的なごみ処理を進めていく必要があります。

5 江別市のごみ処理の基軸をなす環境クリーンセンターは、令和18年度までの延命化を進めているところであるが、今後、本計画を見直す時には、延命化後を見据えたごみ処理のあり方を検討しなければならないものと考えられます。

このため、日頃より多くの市民や事業者が、ごみ処理に関心を持ち、意見交換できる環境を整備していく必要があります。